

令和7年 第7回定例教育委員会日程

1 日時 令和7年7月7日(月) 9:30~12:00

2 場所 瀬戸内町役場 4階 委員会室

3 内容

(1) 令和7年第6回定例教育委員会議事録の承認

(2) 教育長所掌事務処理経過報告

(3) 事務連絡

(4) 議題

① 議案第14号 瀬戸内町立学校給食センター運営委員の委嘱について

② 議案第15号 瀬戸内町スポーツ少年団交通費等助成金交付要綱の一部改正
について

③ 議案第16号 瀬戸内町社会教育委員の委嘱について(変更)

④ 議案第17号 瀬戸内町教育委員会外部評価委員の委嘱について(追加)

4 その他

① 月例報告について

令和7年 第7回定例教育委員会議事録

日時及び場所	出席者		
令和7年7月7日(月) 9時30分~10時40分 瀬戸内町 役場 (4階 委員会室)	盛島 正行 教育長 福田 豊久 委員 丸内 弥生 委員 渡島 正広 委員 岡野 亜湖 委員	徳田 義孝 総務課長 昇 憲二 社会教育課長 田原 浩治 社会教育課長補佐 川崎 弘樹 総務課長補佐兼指導主事 高橋 進一 学校教育係長兼指導主事 黒田 洋平 総務課長補佐	

件名	審議の状況	採決の次第
議案第14号 瀬戸内町立学校給食センター運営委員の委嘱について	別紙のとおり	決定
議案第15号 瀬戸内町スポーツ少年団交通費等助成金交付要綱の一部改正 について	別紙のとおり	決定
議案第16号 瀬戸内町社会教育委員の委嘱について(変更)	別紙のとおり	決定
議案第17号 瀬戸内町教育委員会外部評価委員の委嘱について(追加)	別紙のとおり	決定

会 議 要 旨

1 開会通告

盛島教育長 　ただ今から、令和7年第7回定例教育委員会を開催いたします。

2 令和7年第6回定例教育委員会議事録の承認

◆ 渡島委員が朗読し、一部修正の上、承認された。

3 教育長所掌事務処理経過報告

◆ 令和7年6月6日～令和7年7月7日までについて
盛島教育長から説明がなされ、別紙のとおり報告された。

4 事務連絡

徳田課長 　総務課の7月行事予定表の説明。

昇課長 　社会教育課の7月行事予定表の説明。

5 議題

盛島教育長 　① 議案第14号 瀬戸内町立学校給食センター運営委員の委嘱について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

黒田補佐 　本議案は、瀬戸内町給食センター設置条例施行規則第6条第1項及び
第3項の規定により、新しく委員を委嘱するものでございます。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(全会一致で承認)

盛島教育長 　議案第14号 瀬戸内町立学校給食センター運営委員の委嘱については
提案のとおり議決いたしました。

盛島教育長 　② 議案第15号 瀬戸内町スポーツ少年団交通費等助成金交付要綱の一部
改正について

事務局より提案理由の説明をお願いします。

田原補佐 　本議案の提案理由を説明いたします。

現在の要綱が、補助対象になりうるか否か、非常に判断しがたい部分が
一部含まれており、解釈に幅があるため、対象基準を明確にいたします。

また、部活動や地域展開したクラブチームに所属する生徒も交付対象と
する内容に変え、公平性を期したいと思います。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

盛島教育長 　スポーツ少年団など交通費助成金となりクラブチームも入るという認
識でよろしいでしょうか。

田原補佐 　部活動、地域展開したクラブチーム、スポーツ少年団をまとめた交通費
助成金要綱の一部改正となっています。

渡島委員 　瀬戸内町スポーツ少年団連絡協議会に加入する団体が日本スポーツ少年
団に登録された団員と変更になってはいますが、瀬戸内町から奄美市に通っ
ている子どもの交通費は対象になりますか。

田原補佐 　「町内のクラブまたは、各学校の部活動に所属する」となっています
ので瀬戸内町に居住して奄美市のスポーツ少年団に通う交通費は今のところ
対象外となっています。ただ、今回の要綱に記載していますが、加計呂

麻島・請島・与路島から古仁屋まで移動する交通費は対象としています。

(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第15号 瀬戸内町スポーツ少年団交通費等助成金交付要綱の一部改正については提案のとおり議決いたしました。

盛島教育長 ③ 議案第16号 瀬戸内町社会教育委員の委嘱について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

田原補佐 本議案は、関連団体の会長変更に伴い、瀬戸内町社会教育委員会条例第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。
ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第16号 瀬戸内町社会教育委員の委嘱については提案のとおり議決いたしました。

盛島教育長 ④ 議案第17号 瀬戸内町教育委員会外部評価委員の委嘱について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

黒田補佐 本議案は、任期満了に伴い、瀬戸内町教育委員会外部評価委員設置要綱第3条に基づき、委員を追加し委嘱するものです。
ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第17号 瀬戸内町教育委員会外部評価委員の委嘱については提案のとおり議決いたしました。

6 その他

① 月例報告について

盛島教育長 事務局の説明をお願いします。

高橋指導主事 資料をもとに説明。

丸内委員 小学校の場合、不登校に対しての環境調整が非常に大事だと思っています。

子どもを取り巻く環境に働きかけることが必要だと思います。保護者にもカウンセリングを呼びかけてみてはと思います。

高橋指導主事 前年度までは、ふれあい教室で困っている保護者を集めてお話を聞く機会を設けていました、今年度は来てくださる方が少ないというので、「北大島くらし・しごとサポートセンター」の方とスクールソーシャルワーカーの方が対象者宅へ訪問し、そこでカウンセリングを行い話を聞いております。できるだけ話す機会を持つとうということ、連携を図っているところです。

岡野委員 学業不振とか支援が必要な子どもたちの人数も気になるころですが、幼児教育や保育の段階からみんなでサポートしていく体制が整っていくと少しでも改善していけるのではと思います。

盛島教育長 幼稚園や保育所、保健福祉課と連携していくことが大切になっていくと

思います。

7 閉会

盛島教育長　　これで、令和7年第7回定例教育委員会を終了いたします。

議案第14号
議決第14号

瀬戸内町立学校給食センター運営委員の委嘱について

瀬戸内町立学校給食センター運営委員に次の者を委嘱したいので、瀬戸内町立学校給食センター設置条例施行規則第6条第1項及び第3項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年7月7日 提出

令和7年7月7日

瀬戸内町教育委員会
教育長 盛島 正行

令和7年度瀬戸内町立学校給食センター運営委員会名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役職名		氏名	備考
会長		福田 豊久	教育委員代表⑦
副会長		岩本 博裕	学校長代表②
委員	新	脇田 久美	PTA代表③
〃		森 秀満	PTA代表③
〃	新	永井 しずの	町議会代表①
〃		松田 耕輔	学校医代表⑤
〃	新	有馬 智子	衛生関係庁代表⑥
〃		阿部 康夫	学校長代表②
〃		岡江 寿子	〃
〃		赤池 夏樹	〃
〃		肝付 静代	給食主任代表④
〃		榮 のぞみ	〃
〃		斉藤 知子	〃
〃		実田 はるな	〃

備考の○書きの番号は「瀬戸内町立学校給食センター設置条例施行規則第6条第3項」の教育委員会が委員を委嘱する根拠となる各号の番号である。

第6条 第3項 運営委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議会議員のうちから 1人
- (2) 小学校、中学校の校長代表 5人以内
- (3) 小学校、中学校のPTAの代表 2人
- (4) 小学校、中学校給食主任の代表 5人以内
- (5) 学校医代表 1人
- (6) 衛生関係官庁職員代表 1人
- (7) 教育委員会委員のうちから 1人

議案第 15 号

議決第 15 号

瀬戸内町スポーツ少年団交通費等助成金交付要綱の一部改正について教育委員会の
同意を求める。

令和 7 年 7 月 7 日 提 出

令和 7 年 7 月 7 日

瀬戸内町教育委員会
教育長 盛島 正行

瀬戸内町教育委員会告示 7 号

瀬戸内町スポーツ少年団等交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和7年7月7日

瀬戸内町教育委員会

瀬戸内町スポーツ少年団等交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸内町内に居住し、日本スポーツ少年団に登録された団員および鹿児島県中学校体育連盟に地域クラブとして活動が認定された町内のクラブ又は各学校部活動に所属する生徒に対し、常時練習場所（以下「練習場」という。）までの移動に要する交通費を助成するものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象となる団員・生徒とは、第1条及び次の1号に該当する個人とする。

(1)移動距離が、片道4kmを超える団員・生徒

(移動距離の認定)

第3条 移動距離の認定については、居住地から練習場までの公道を経路とし、最短距離を原則に教育委員会内で協議し認定する。対象者の居住地と同一集落に居住する非対象者がいた場合は公平性が保たれるよう考慮する。

(助成対象及び経費)

第4条 助成対象及び経費は、望ましい活動の実践として「児童は週3日以内、生徒は週5日以内」(鹿児島県スポーツ少年団重点施策及び鹿児島県部活動の在り方に関する方針より)を助成対象とし、居住地から練習場までの移動に利用した公共交通機関の交通費及び自家用車利用時の燃料費とする。なお、離島から移動の場合は、フェリー・定期船・チャーター船(同団体に所属する者が数名で利用した場合は状況に応じて交通費を算出)も対象とするが、古仁屋港から練習場までの交通費については対象外とする。申請時には実際に利用した移動手段と交通費実費(自家用車を除く)を明記した書類を添付のこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費である公共交通機関の交通費の3分の1以内、自家用車利用時の燃料費については、公共交通機関の交通費の4分の1以内とする。

(助成金の支給方法)

第6条 助成金の支給は、各学期の最後の月に支給する。

(申請)

第7条 第2条の定める要件に適合するときは、瀬戸内町スポーツ少年団等交通費助成金交付申請書(第1号様式)を、瀬戸内町長(教育委員会)に提出しなければならない。

(決定)

第8条 町長は、申請があったときは、その内容を審査し、また必要に応じて行う実地調査等により、助成金の交付の決定を行うものとする。この場合において町長は、交付の目的を

達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

- 2 町長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を瀬戸内町スポーツ少年団等交通費助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成金の請求は、瀬戸内町スポーツ少年団等交通費助成金交付請求書（第3号様式）及び練習出席状況報告書（第4号様式）により、各学期ごとまとめて瀬戸内町長（教育委員会）へ請求するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第17号
議決第17号

瀬戸内町教育委員会外部評価委員の委嘱について

瀬戸内町教育委員会外部評価委員会設置要綱第3条により、瀬戸内町教育委員会外部評価委員に次の者を追加し委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和7年7月7日 提出

令和7年7月7日

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

瀬戸内町教育委員会外部評価委員名簿

(任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

委員名	追加委員名	期間	備考
やまくら かおる 山倉 馨		R7.4.1～R9.3.31	行政経験者
かとう かずまさ 加藤 和正		R7.4.1～R9.3.31	行政経験者
ながい さとこ 長井 聡子		R7.4.1～R9.3.31	保護者・社会教育活動関係者
ひらしま さより 平島 さより		R7.4.1～R9.3.31	幼児教育活動関係者（療育）
	もり しゅう ま 森 秀 満	R7.7.1～R9.3.31 (追加)	保護者（古仁屋小PTA会長）